



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4581号 2018.8.29 発行

国家公務員採用で障害者枠を検討

共同通信 2018年8月28日

中央省庁の障害者雇用水増し問題を受け、政府は28日、国家公務員の採用の仕組みに、新たに障害者枠を設ける方向で検討を始めた。

障害者雇用 参院、国会図書館も法定率満たさず

毎日新聞 2018年8月28日

政府と別に国会も障害者雇用を調査し、参院事務局と国立国会図書館が28日、状況を公表した。参院事務局は2017年度に法定雇用率を満たす25人を雇用していたが実際は9人（雇用率0.82%）で、18年度も6人（同0.54%）だった。国立国会図書館も訂正し、17年度の22人を12人（同1.36%）に、18年度の18人を8人（同0.90%）とした。

無断で障害者算入・甘すぎる確認 法令無視した官僚たち

朝日新聞 2018年8月29日

国の障害者雇用の水増しが中央省庁の約8割に広がっていた。算入できる範囲の解釈が違ったなどの弁明が相次いだ。法令を無視していたような実態も明らかになった。障害者雇用の牽引（けんいん）役となるべき国の機関で、「数合わせ」が横行していた背景には何があったのか。

障害者雇用促進法は、省庁や企業が雇用率に算入できる障害者の範囲を厳密に定め、障害者手帳などで確認するよう求めている。28日の政府の再調査結果を受けて、担当大臣ら各省庁トップからは「解釈の仕方の違い」（麻生太郎財務相）などと、対象範囲の勘違いが原因だったとの弁明が相次いだ。

しかし、水増ししていた省庁の具体的な説明から浮かびあがったのは、こうした法令上のルールを長年にわたって事実上「無視」していた実態だ。

約150人のうち、7割にあたる約100人を水増ししていた経済産業省。秘書課によると、少なくとも10年以上前から、歴代の人事担当者が「障害者手帳などを確認しなくてもよい」と、そもそも法令に反する運用を引き継いでいた。人事担当者は、人事希望調査の書類で申告された症状を見て「障害者」かどうかを判断していたといい、法令無視が常態化していた。

最多の約1千人を水増ししていた国税庁でも、職員が個人的事情を記す「身上申告書」に書かれた病名や指定医以外の診断書を見て、人事課が「障害者」と判断していた。こう

国の障害者雇用はチェックが緩かった



した法令無視は「おそらくは（1960年の）制度開始当初」（同庁人事課）から続いているという。

総務、外務、法務、国土交通、文部科学、防衛の各省なども、担当者が法令で認められていない書類を見て「障害者」と判断する誤った運用を続けていた。総務省は本人に無断で雇用率に算入しており、他省庁でも同様のケースがあったという。総務省は「本人に（手帳の有無を）聞きづらい面もあったようだ」と弁明するが、障害者を法定雇用率を達成するためだけの「数字」と捉えていたとみられかねない運用だった。

こうした法令無視がまかり通った理由の一つに、国の機関の障害者雇用のチェック体制が、民間企業に比べて甘いことがある。

各省庁は、障害者の雇用数を厚生労働省に毎年報告するものの、障害者手帳のコピーなど証拠書類は必要なく、集計した数字を報告するだけ。監督機関も、虚偽報告をした際の罰則もない。厚労省の北條憲一・雇用開発部長は、28日の記者会見で「国だから自主的に雇用義務を果たすだろうという性善説の仕組みだ」と述べた。

共に働く環境、中小は努力 「制度は理想」悲観も

中日新聞 2018年8月29日



法定雇用率を大幅に上回る障害者が働く工場内＝28日午後、名古屋市中川区のアルプススチールで（岡本沙樹撮影）

障害者雇用を巡る民間企業の対応は、規模や業種によってさまざま。大企業は安定した仕組みを持つが、中小企業からは障害者を雇えなかった際の「罰金（＝納付金）」の方が安くつくとの本音も漏れる。一方で健常者と障害者が分け隔てなく働ける環境を整えた中小もある。

大企業では、雇った障害者の数を親会社分として算入できる特例子会社の活用が目立つ。デンソー（愛知県刈谷市）は複数の子会社を通じ、二〇一七年度には法定率を上回る約六百三十人を雇用。中部電力（名古屋市）も同様に障害者雇用率は2・4%に上る。

経営体力に余裕のない中小企業の中には対応に苦しむ所もある。愛知県内のある卸売業者は四人分の障害者雇用が足りず、毎月二十万円の「納付金」を納める。重い負担だが、「障害者を雇えばもっとお金がかかる」と管理職男性。「省庁の不正で理想が単なる理想論だったと露呈してしまったのではないか」と話す。

こうした中でも、多くの障害者が働く中小企業がある。スチール製ロッカーなどを作るアルプススチール（名古屋市）は製造部門を中心に十三人を雇い、雇用率は7・7%。長谷川茂専務（55）は「人ありきで採用を決めてきた」といい、障害者が職場に増え「従業員同士がぎすぎすせず、優しくなった」と語る。

リサイクル業の中西（同県豊明市）は従業員の半分に当たる三十人が障害者。三十年ほど前、大病から復帰した先代社長が社会に恩返ししたいと知的障害者を受け入れたのが始まりで、事業の成長とともに障害者も増えた。笠原尚志社長（65）は「民間企業なので採算がとれることが前提。初めからうまくいったわけではないが、根気強く訓練してほとんどの人が戦力になった」と話す。

リサイクル業の中西（同県豊明市）は従業員の半分に当たる三十人が障害者。三十年ほど前、大病から復帰した先代社長が社会に恩返ししたいと知的障害者を受け入れたのが始まりで、事業の成長とともに障害者も増えた。笠原尚志社長（65）は「民間企業なので採算がとれることが前提。初めからうまくいったわけではないが、根気強く訓練してほとんどの人が戦力になった」と話す。

＜障害者雇用納付金制度＞ 常用労働者100人超の民間企業は「法定雇用率」2・2%を達成しなかった場合、不足1人あたり月額5万円の「納付金」を、厚生労働省が所管する独立行政法人「高齢・障害・求職者雇用支援機構」に支払わねばならない。

障害者雇用、37府県で不適切な算入...読売調査

読売新聞 2018年08月29日

中央省庁で明らかになった障害者雇用割合の問題を受け、読売新聞が47都道府県（教育委員会、警察含む）の状況を調べたところ、障害者手帳を確認しないなど不適切に算入

していたのは37府県に上った。このうち千葉、神奈川、石川、静岡、長崎の5県は、知事部局、教委、警察のいずれについても、厚生労働省の指針に沿わないケースがあった。調査は都道府県の知事部局と教委、警察それぞれの担当部署を対象に実施。28日までの回答を集計した。3組織とも「指針に沿っている」と回答したのは東京、京都、鳥取、岡山、山口、福岡の6都府県だった。20政令市（教委含む）にも同様の調査を行った結果、指針に沿わない算入は千葉、新潟、静岡、岡山、広島、北九州、熊本の7市で確認された。

障害者雇用 算入法が実態に合わず 自治体から見直しの声

毎日新聞 2018年8月28日

障害者雇用の水増し問題を巡り、政府が28日に公表した調査結果。自治体からは「法定雇用率を全く達成しておらず、信じ難い」との驚きの声や、厚生労働省が示す算入方法が実態に合っていないとして見直しを求める意見が聞かれた。「障害者雇用は自治体の責務と思って取り組んできた。国の実態は大変遺憾だ」と話したのは、さいたま市の担当者。水増しは国の行政機関の8割で横行、実際の雇用率は当初の発表から半減しており「制度をつくる国が、この状況では、信用を失う」と批判した。国家公務員は障害の有無に関係なく同じ採用試験を受けるのに対し、一部の自治体は障害者枠を設けている。

兵庫県内で不適切事例が相次ぐ 障害者雇用水増し 神戸新聞 2018年8月29日

兵庫県庁＝神戸市中央区下山手通5



中央省庁が雇用する障害者数を水増ししていた問題で、公立八鹿病院組合（兵庫県養父市）が県教育委員会と同様、障害者手帳を確認せずに障害者雇用率を算定していたことが分かった。県内では水増しは確認されなかったが、南あわじ市で誤計算が発覚。雇用率調査とは関係のない手続きで手帳の確認を済ませる「個人情報の目的外使用」をしている自治体もあり、厚生労働省が定めているガイドラインの理解が進んでいない実態が明らかになった。

■水増しは確認されず

国や地方自治体、企業には従業員的一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇用する義務があり、厚生労働省が毎年報告を義務付けている。

神戸新聞社が県と県警、県内の全41市町から聞き取ったところ、南あわじ市で母数となる職員数を誤って計算していたことが判明。8年間にわたって障害者雇用率を実際より高く報告していた。そのほかの全ての市町は「水増しはない」と回答した。

ただ、算定の手法は各自治体ともまちまちで、県教委や、養父市と香美町でつくる公立八鹿病院組合は、手帳を確認せずに、職員の自己申告だけで障害者数をカウントしていた。

手帳を確認していた自治体でも雇用状況の調査であることを障害者本人に伝えず、税控除の手続きで示される手帳で「確認済み」としているケースが多かった。

こうした事例についても厚労省は「個人情報の目的外使用に当たる可能性が高い。きちんと『雇用状況調査のために利用する』と本人に告知した上で確認してほしい」としている。（まとめ・前川茂之）

■自治体「指針分かりにくい」

中央省庁だけでなく、多くの地方自治体でも不適切な算入が発覚した障害者の雇用率の問題。兵庫県内の自治体担当者からは「そもそも厚生労働省のガイドラインが分かりにくい」との声が上がっている。

ガイドラインでは「採用後に障害を明らかにすることを望んでいる者」の確認方法は記している一方で、「障害を明らかにしたくない人」に対しては記述がない。

雇用率を少しでも上げたい担当者はこうした「名乗り出ない障害者」の掘り起こしに力

を入れているのが実情で、法定雇用率に達していなかった県教育委員会は「職員が名乗り出やすくするため」として、2011年度からアンケート調査時に求めていた手帳のコピー提出を取りやめた。担当者は「障害を職場に知られたくない人もいる。手帳の提示はハードルが高いと考えた」と話す。

また、別の自治体の担当者は「国も含め、これだけ多くの職場で『誤解』や『拡大解釈』が生まれるのは、ガイドラインが分かりにくいという証拠だ」と批判する。

一方、厚労省はガイドライン見直しについて「まずは中央省庁での実態把握が優先。今後のことは現時点では回答できない」としている。（前川茂之）

「障害者の立場軽んじた」 雇用水増しに怒る県内関係者 神戸新聞 2018年8月29日 兵庫県庁3号館



障害者の雇用を巡り、中央省庁が昨年だけで約3460人を不適切に計上した問題で、兵庫県内でも障害者の支援団体などから厳しい批判の声が上がった。

「本来なら民間企業の手本となるはずの中央省庁。ごまかすのは許されない」。身体障害者の自立支援などに取り組む一般財団法人「県肢体不自由児者協会」（神戸市中央区）の長谷照彦事務局長（70）は語気を強めた。障害者手帳を確認しなかった省庁があった点を踏まえ「なぜ採用試験で確認しなかったのか疑問。原因を精査し、障害者雇用に対する本気度を示し直してほしい」と要望する。

障害者が最低賃金以上で働く就労継続支援A型事業所「アイ・プラネット」（同区）の三村由紀子代表（50）は「ミスでも故意でも、都合よく緩い解釈をしたということだ」と非難。同事業所は就労支援にも力を入れるが、民間企業の受け入れ態勢が整わずに障害者が事業所に戻るケースもあるという。三村代表は「国には障害者雇用の現場を見て、法定雇用率の実現に何が足りないのか自省してほしい」と求めた。

県内の障害者団体など約30団体が加盟する「障害者問題を考える兵庫県連絡会議」（神戸市東灘区）の事務局長で、自身は脳性まひがある石橋宏昭さん（62）は「障害者も一国民であるのに、立場が軽んじられていたと感じる」と強調。「障害者雇用を前向きに考えていなかった国の姿勢があらわになった」と憤った。（貝原加奈、田中宏樹）

県警、確認せず10人算入 障害者雇用の水増し問題 秋田魁新報 2018年8月29日

障害者雇用の水増し問題で、秋田県警が2018年度に雇用している障害者10人の障害者手帳や診断書を確認せず、雇用率に算入していたことが28日分かった。本人の自己申告に基づいて算入したとみられ、県警が経緯を調べている。

この問題では、県が73人、県教育委員会は118人中92人の手帳の有無を確認していなかったことを明らかにしている。

障害者雇用水増し 越谷市13人、戸田市12人 東京新聞 2018年8月29日

中央省庁や自治体による障害者雇用の水増し問題で、越谷市と戸田市は、国のガイドラインに反して複数の職員を障害者として不適正に認定していたことを明らかにした。両市はこれまで障害者の法定雇用率を満たしているとしていたが、不適正な認定を全て除くと、ともに下回るという。県内では、県教育委員会が同様に不適正な認定を続けていたことを二十一日に公表。今後、ほかの市町村でも水増しが発覚する可能性がある。（杉本慶一）

障害者雇用促進法は国や自治体、企業に一定の割合（法定雇用率）以上で障害者を雇うよう義務付けている。現在の法定雇用率は国や自治体が2・5%、教育委員会は2・4%。

越谷市によると、市が不適正な認定をしていた職員は十三人。市は六月一日時点で法定

雇用率を満たしていたと国に伝えていたが、十三人を除くと1・7%にとどまる。高橋努市長は二十八日の会見で「市民におわびしたい」と陳謝した。

市は当初、六月一日時点で雇用している市長部局の障害者数を三十二人と算出。ただ、精神障害者とした十三人については、ガイドラインで定められた精神障害者保健福祉手帳の確認をせず、医師の診断書を基に判断したという。市の担当者は「手帳を持っているかどうかを職員に尋ねづらく、ガイドラインを拡大解釈してしまった」と話す。

一方、戸田市は、職員十二人を身体障害者として不適正に認定していた。いずれもガイドラインで定められた身体障害者手帳の確認をしていなかった。

市は、六月一日時点で法定雇用率を満たしていたと算出していた。しかし、「十二人全員に手帳がなければ、雇用率は1・0%を切る」（人事課）という。

精神障害者の住まい、どう確保？ アパート火災から1年 渡部耕平、布田一樹、磯部征紀

朝日新聞 2018年8月28日

「かねや南町ハイツ」の焼け跡は更地（奥）になったが、入り口付近のコンクリートと階段には焼け焦げた跡が残る＝2018年8月17日、秋田県横手市南町



入居者5人が命を失った秋田県横手市の木造2階建てアパート「かねや南町ハイツ」の火災から1年が過ぎた。障害者や高齢者らが安全な住まいに行き着くことの難しさを浮き立たせた火災を通し、住まいのセーフティーネットをめぐる課題を探る。

アパートの跡地はこの夏、ほぼ更地になった。建物は昨年8月22日、全焼した。入り口付近のコンクリートには焼け跡が残り、火災の激しさを物語る。

入居していた25人の男性のうち、17人は精神障害の受給者証を持っていた。家賃は食事付きで月約5万円と安く、障害者の受け入れに理解があった。17人の中で助かったのは14人。火災直後は行き場を失ったが、この1年で入院中の2人を除く12人は、他のアパートなど新しい入居先に落ち着いた。

共作かかし 半端ないって！ 高岡 中田小児童と障害者ら奮闘

中日新聞 2018年8月29日



わらを使ってかかしを作る子どもたち＝高岡市下麻生で

高岡市中田地区で来月開かれる「第三十五回中田かかし祭」に出品しようと、同市下麻生の障害者支援施設「志貴野ホーム」の入所者と中田小学校の児童が二十八日、同施設でかかし作りに取り組んだ。

施設利用者の社会参加への意欲を高め、小学生に相互理解を深めてもらおうと開き十三回目。二十八日は六年生の希望者十一人と施設使用者九人が参加した。今回のかかしはサッカー・ワールドカップ（W杯）ロシア大会で活躍した大迫勇也選手をモデルにした。

児童はこれまで、総合的な学習の時間で、かかし祭に出品している地元の人に作り方を教わってきた。児童は利用者と協力しながら、針金にわらを巻き付けて手の指にしたり、Tシャツを青色に染めて大迫選手のユニホームにしたりして、「半端ない」かかしを作った。

太田智貴君（12）は「これまで授業で手の作り方を習ってきたので、利用者に説明した。みんなと作ることができて楽しかった」と話していた。

二十九日もかかし作りをし、五年生が参加して大迫選手のかかしを完成させる。かかし祭は九月二十三日と二十四日、中田中央公園と中田コミュニティセンターで開催する。

(小寺香菜子)

29年度、山梨県の児童虐待相談件数 困難事例が5年連続増

産経新聞 2018年8月29日

県が発表した平成29年度の児童虐待相談件数で、育児放棄や性的虐待など児童相談所の対応が必要な「困難事例」が24年度以降、5年連続で増加していることが分かった。被害児童は18歳未満。相談総数は前年度比16・2%減の1290件と4年ぶりに減少に転じた。

困難事例は146件で前年度比4件増。5年前の50件の3倍近くとなった。県子育て支援課は再婚後の連れ子への差別、両親間のドメスティックバイオレンス(DV)、子供の発達障害などをあげ、「困難事例に至る理由の多様化が背景にあるのではないか」としている。

一方、相談総数の減少について同課は、28年1月に埼玉県狭山市で3歳の女兒が児童虐待によって死亡した事件を機に、同年度は相談が一気に1538件に伸びたと指摘。この反動減が一因との見方を示した。ただ、29年度は27年度の1227件を上回っており「依然、高水準が続いている」としている。

相談のうち、児童相談所分が757件、市町村分が533件。相談経路別では警察317件、近隣知人151件、学校134件、家族121件、福祉事務所68件—などとなった。被害児童は小学生409件▽0～3歳未満324件▽3歳～就学前292件—の順で、小学生以下が全体の約8割を占めた。虐待者は実母548件、父母両方367件、実父241件などだった。

相談内容のうち、言葉の暴力など心理的虐待が最も多く667件。次いで、育児放棄など370件▽身体的虐待246件▽性的虐待7件—などとなった。

いじめ自殺なくなれ 児童文学作家・村上さん、小説で訴え 中日新聞 2018年8月29日

いじめによる自死遺族をテーマにした小説を出版した村上さん=松阪市曾原で



松阪市曾原の児童文学作家、村上しいこさん(48)が、初めて一般向けに書いた小説「死にたい、ですか」(小学館)を出版した。いじめを苦に自殺した男子高生の家族の苦悩と葛藤を描いた物語。自身もいじめと虐待を経験した村上さんは作品を通して、いじめに悩む子どもたちに希望を与えられたらと願う。「無理して頑張らなくて大丈夫だよ」とメッセージを送る。

十二年前、童話賞の授賞式のため山形県高島町を訪れた。その日、その町で一人の女子高生が飛び降り自殺した。授賞式で高揚していた気分が一瞬でしぼんだ。このころから、いじめをきちんと書かなくてはと思

ったという。

いじめによる痛ましいニュースが報じられるたび、憤りを感じてきた。津地裁であった自殺した高校生へのいじめを巡る裁判も傍聴した。「分かりません」「知りません」。本音が見えない事務的なやりとりに悲しさとやりきれなさが募った。「命を絶っても、誰も救われんやん」

作品の主人公は、高校でのいじめを苦に自殺した兄を持つ女子高生。母は兄の無念を晴らそうと加害者を相手に訴訟を起こし、父はアルコールに溺れていく。自死遺族の苦しみと再生を描いた。物語の中心となる法廷でのやりとりは、実際の裁判を傍聴し取材を重ねた経験を生かしてリアルに表現。登場人物の心情も丁寧に描きながら三重県を舞台にストーリーが進む。

村上さん自身も苦しい経験をしてきた。物心ついたときから継母に日常的に殴られ、い

つも傷だらけ。ご飯の用意はなく、毎日同じ服を着て登校した。気持ち悪いと同級生からは疎まれ孤立した。「次第にしゃべらず、笑わなくなっていた」と幼少期を振り返る。

「殺して」と中二の夏、継母に頼んだことも。家にも教室にも居場所がなかったが、学校の図書室でだけは一人で本を読みふけることができた。旅館で住み込みの仕事を始めた二十二歳のとき、ようやく家を出て、自由を手に入れた。

「いじめは悪と切り捨てるのは簡単。被害者も加害者もつらい思いをする子も、光を感じられる作品にしたかった」と村上さん。作品を通じて「いない子なんていない。みんな平等に幸せになる権利があるんだよ」とのメッセージを伝えたいと思っている。

村上さん自身、過去は忘れられない。でも「私は今、幸せです」と言い切る。

四六判、二百七十六ページ。千五百円（税別）。全国の書店で販売している。（斉藤和音）

身体的介助だけじゃない 介護、申請など子に頼って 中日新聞 2018年8月29日



「子どもには、なるべく介護を頼りたくない」。こんな思いを持っているシニアは多いようだ。しかし、子が親のためにできるのは、食事や入浴の手伝いといった介護だけではない。介護保険サービスの申請や、要介護者向けの控除の手続きなど、親には難解でも、インターネットなどに慣れた子世代にはそれほどの負担ではないことも。困ったときは子どもに話してみると、あっさり解決することもある。

「領収書や郵便物は全部、たんすの引き出しに入れておいて。私が来た時に確認するから」。名古屋市のパート店員の女性（55）は、八十代の母に言った。母親は近隣の市で八十代の父親と二人暮らし。今年亡くなった父親が四年前に脳梗塞で倒れてから認知症の症状が出始め、しばらく定期的に介護に通っていた時期のことだ。

女性が気になったのはお金のこと。父親は一カ月半の入院生活の後、週二回、デイサービス施設へ通うようになった。「介護保険を使っても、無料でサービスを受けられるわけではない。出費が増え、今後の親の生活が成立するか心配になった」と振り返る。

出費を抑える方法がないか、女性は医療や介護が必要な高齢者向けの助成や措置について調べてみた。母親も担当のケアマネジャーから、障害者控除の説明文書ももらっていた。しかし、内容は難しく、書類をもらっただけで説明を受けていない母親は、理解できていない。

女性は市の担当課に電話し、障害者控除を受ける手続きを進めた。さらに、医療費控除の対象となる介護費用もあると知り、領収書を集めるなど確定申告を手伝った。

名古屋市で講座を受け、認知症になると精神障害者として保健福祉手帳を申請できる場合もあることを知った。手帳を取得すると、所得税や住民税の控除などが受けられるが、住んでいる市町村独自のサービスもある。「実家がある市に確認したら、医療費が無料になり、半年ごとに福祉手当が入ってきて助かった」

当初は面倒がっていた母親も、月に一度、通帳記入をしてもらおうようにすると「助成などの入金があると報告してくれ、次第に私の言うことを受け入れてくれるようになった」という。

父親が落ち着いてからは女性が実家に行くのは月一、二回。身体的な介護はできなくても「インターネットで調べたり、自治体に問い合わせたりはできる。初めは親が困っていることがあるのか分からないときは『介護の費用がかかるけど、大丈夫？』などと声を掛けてみては」と話す。

◆親世代、遠慮する傾向

昨年10月、高齢者施設を運営するオリックス・リビング（東京都港区）は、全国の40代以上の1238人を対象に、介護に関する意識調査を実施した。複数回答で「家族の介護について誰に相談するか」と聞いたところ、55%が「配偶者」、33%が「兄弟姉妹」とした。一方「子ども」と答えたのは14%で、「役所などの公共機関」（26%）、「病院」

(18%)を下回った。

自分自身が介護を必要としていたり、備えを始めていたりする60代以上に限ると、「子ども」としたのは男性が19%、女性が29%。男性の方が子どもに頼ろうとしない傾向があることもうかがえた。

同社の担当者は「会社でも第一線で頑張ってきた男性には、子に頼りたくないという思いが強いのでは」と推測。さらに「子どもが遠方にいる場合、気付いたときには親が老老介護だったという場合もある。親からは子どもに相談しにくいということもあるので、子どもから声掛けすることも必要では」と話す。(出口有紀)

社説：介護でセクハラ ヘルパーらの被害を防げ 山陽新聞 2018年8月29日

介護現場で働く人が利用者や家族から受けるセクハラやパワハラなどの問題について、厚生労働省が被害実態を調査し、本年度中に事業者向けの対策マニュアルを作成することを決めた。

高齢化で介護の需要は増えている。職員は女性が多く、特にホームヘルパーや訪問看護師は、複数の職員がいる介護、医療施設と違い、1人で利用者宅に行くリスクもある。安全対策は必要だろう。介護現場でのハラスメントに特化した厚労省の調査は初めてという。しかし、体を触られたり、暴言を浴びせられたりする被害は以前からあった。国がやっと腰を上げたのは、民間の調査で深刻さが示されたことであろう。

その一つが、介護職員らの労働組合「日本介護クラフトユニオン」が6月に発表した調査結果である。岡山、広島、香川県内を含め、訪問介護や施設介護などに携わる約2400人が回答し、30%がセクハラを、70%はパワハラを経験していた。

被害内容(複数回答)は、セクハラが「不必要に体に触れる」(54%)や「性的冗談を繰り返す」(53%)、パワハラは「攻撃的態度で大声を出す」(61%)や「(他の職員を引き合いに)サービスを強要」(52%)が多い。認知症などに伴う症状もあろうが、職員の尊厳が低く見られていることをうかがわせた。

訪問看護ステーション事業者の団体「全国訪問看護事業協会」が同時期にまとめた調査でも、約半数の訪問看護師が心身の暴力やセクハラを受けた経験があった。加盟事業者の看護師1万1千人余のうち約3割が答えたものだ。

トラブル別では「大声で怒鳴られた」など「精神的な暴力」は53%、「身体的な暴力」は45%、「セクハラ」は48%が経験したと回答した。

日本介護クラフトユニオンは今月、問題防止を厚労省に要請した。利用者や家族への周知のほか、被害を受けた際にサービス提供を拒めるような法律の整備を求めている。

被害を防ぐために2人体制で訪問介護を行う場合、利用者負担も2倍となり家族から同意を得にくいとして、国の補助も要望している。厚労省は、2人での訪問の制度や介護報酬の見直しの必要性を検討するとしている。

見過ごせないのは、同ユニオンが「ハラスメントが原因で離職してしまう人もいる」と指摘したことである。介護現場の人手不足は深刻だ。職員を守るため、実効性のある対策を急がねばならない。被害を受けた職員の中には上司らに相談しても解決しないなどと考えて、黙っている人もいるようだ。相談窓口の設置も検討してほしい。

介護職員は我慢するのが当然との風潮もあるというが、セクハラなどは許されないと啓発することがまずは大切だろう。介護は支える人と支えられる側の信頼関係で成り立つことは言うまでもない。

